

非自発的失業者に係る軽減措置について

65歳未満で平成22年3月31日以降にリストラや会社都合で退職され、国民健康保険に加入されている方のうち、離職理由が非自発的な離職コードの記載のある「雇用保険受給資格者証」をお持ちの方を対象に、保険税の軽減措置があります。雇用保険受給者証をお持ちの方は離職理由コードと離職日をご確認ください。ただし、平成24年度の保険料については、平成23年3月31日以降に離職された方が対象となります。

非自発的な離職の理由は下記のとおりです。

様式第11号（第17条の2関係）(第1面、第2面) (第1面)

雇用保険受給資格者証

1. 支給番号	2. 氏名		
3. 被保険者番号	4. 性別	5. 年齢	6. 生年月日
7. 求職			
8. 住所又は居所			
9. 支払方法(金融機関コード・記号(口座)番号)			
10. 資格取得年月日	11. 離職年月日	12. 離職理由	
13. 60歳到達時賃金日額	14. 離職時賃金日額		
15. 求職申込年月日	16. 認定日	17. 受給期間満了年月日	
18. 基本手当日額	19. 所定給付日数		
20. 特殊表示(災害時、一括、巡相、市町村)			

理由コード 11・12・21・22・23・31・32・33・34 が対象となります。

非自発的失業者に係る軽減措置について

- 軽減内容 給与所得を30/100として算定します。(平成22年度保険税から)
* * その他の所得は、軽減対象となりません。
- 軽減期間 失業した日の翌日の属する年度から翌年度末まで
- 軽減要件 「雇用保険受給資格者証」離職理由が、上記コードに該当することが必要です。
- 届出 窓口で「雇用保険受給資格者証」を提示され、非自発的失業者に係る国民健康保険税軽減届を提出する。

コードの説明

(特定受給資格者に対応する離職理由コード)

- 解雇
- 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
- 雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)
- 雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)
- 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
- 事業所移設等に伴う正当な理由のある自己都合退職

(特定理由離職者に対応する離職理由コード)

- 期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)
- 正当な理由のある自己都合退職
- 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12ヶ月未満)

◎届出時の持ち物

- 雇用保険受給資格者証(公共職業安定所から発行されます)
- 印鑑

○お問い合わせ先

高森町役場 健康福祉課 健康支援係
電話 0265-35-9412